

令和6年度入試合否判定基準

I 推薦入試

1 判定基準

(1) 選考は中学校から提出された書類（調査書、推薦申請書等）および面接の結果に基づいて行うものとし、以下に示す基準を原則とする。

(2) 調査書について

- ① 成績：中学3年間の成績評定について、基準として5段階評価において評定平均値2.5以上。
- ② 勤怠状況：各学年で無届欠席10回以内。
- ③ 行動：行動について問題のないこと。

(3) 推薦申請書について

自己推薦

- ① 自己表現については、下記の活動の実績が認められる者。
 - ア 生徒会、クラブ等において顕著な活動をした者。
 - イ 対外試合、コンテスト等において学校代表になった者。
 - ウ 優れた特技・特性を有する者。
 - エ その他の活動において顕著な活動をした者。
- ② 個性表現については、表現内容の確認の結果、表現が適切で素晴らしいと認められる者。

II 一般入試・特別募集

1 一般入試判定基準

(1) 調査書、学力検査等の成績及び面接の結果を基に、合否判定を行う。なお、調査書と学力検査等の成績との比重は、原則として5対5とする。

(2) 各科ごとに、相関表を作成し、得点の高い順に並べ、「A圏」「B圏」および「C圏」を設定し、総合的に合否判定を行う。

各圏の設定

A圏：内申、学力検査に基づいて募集人員の80%程度の範囲。

※A圏の中で審議事項を有するものをA'とする。

B圏：募集人員の110%程度の範囲で、そこからA圏を除いたもの。

※B圏の中で審議事項を有するものをB'とする。

C圏：A圏とB圏を除いた残りのもの。

(3) 次のいずれかに該当する者は、審議の対象とする。（審議事項）

- ① 行動の記録が著しく悪い者
- ② 正当な理由が無く、出欠の記録が著しく悪い者
- ③ 学力検査点が著しく低い者
- ④ 面接の評価が「C」の者
- ⑤ 受検生としてふさわしくない行為をした者

2 特別募集判定基準

特別募集の生徒に関しては、作文の内容、面接の結果及び提出書類をもとに総合的に判断する。

(1) 作文について

- ①中学校卒業後、現在までの生活が具体的に書かれていること。
- ②なぜ、高等学校に入学したいと思ったのか、具体的に書かれていること。
- ③勉強と仕事を両立させて、定時制生活をどう頑張っていくかについて書かれていること。

(2) 面接について

- ①質問に対し、適切に表現し、落ち着いて正しく答えることができること。
- ②容姿・態度に関して問題がないこと。

Ⅲ 二次募集

1 二次募集入学志願者の判定基準

※一般入試（一般入学志願者）の判定基準に準ずる。